

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 住民税の特別徴収と普通徴収

様々な種類がある税金のうち、身近なものの一つに住民税が挙げられます。会社員の場合、住民税は給与から天引きされるのが原則ですが、事務手続きの煩雑さから会社員本人に納税させている会社は意外と多いようです。そのような会社について、住民税の給与天引きを義務付ける流れが首都圏を中心に広がりつつあります。そこで今回は住民税の特別徴収と普通徴収についてご紹介いたします。

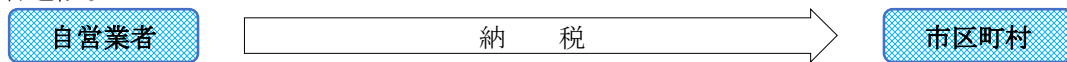
### 1. 特別徴収と普通徴収

個人が住民税を納める方法には特別徴収と普通徴収の2種類があります。特別徴収では、所得税と同様に毎月の給与から源泉徴収され、給与支払者が本人に代わって納税します。普通徴収では、市区町村から届いた納税通知書により本人が金融機関等で納税します。

#### ■特別徴収



#### ■普通徴収



また、特別徴収による場合は給与支給月の翌月10日が納付時期となり、普通徴収による場合は6月、8月、10月、翌年1月の各末日が納付時期となります。

### 2. 特別徴収の例外

地方税法においては給与所得にかかる住民税は特別徴収によることが原則的な取扱いになりますが、従業員(役員も含みます。以下同じ。)が次の(1)から(4)のいずれかに該当する時は、給与支払者が1月31日までに給与支払報告書に「普通徴収切替理由書」を添付することで、普通徴収により納付することが認められる場合があります。

- (1) 毎月の給与が少なく、住民税を特別徴収しきれない者
- (2) 給与が毎月支払われていない者
- (3) 他の会社から支給される給与から住民税が特別徴収されている者
- (4) 専従者給与の支給を受けている者

### 3. 徴収方法に係る手続き

- (1) 新たに特別徴収を開始する時

これまで普通徴収により従業員が納付していた会社が、市区町村から指定を受けた場合、つまり特別徴収を義務付けられた場合に普通徴収から特別徴収に変更されます。なお、この指定は所得税の源泉徴収義務者である会社が対象となります。

- (2) 従業員が退職した時

これまで特別徴収により納付していた従業員が退職した場合、退職月の翌月から5月までの住民税の納付について①普通徴収、②退職金から一括徴収、③転職先で特別徴収、を退職者本人が選ぶことができます。この場合、給与支払者は退職者の居住する市区町村へ「特別徴収に係る給与所得者移動届出書」にその旨を記載して提出をします。

- (3) 給与所得以外の所得がある時

例えば不動産所得がある給与所得者は確定申告することになりますが、不動産所得に係る住民税の納税方法は、確定申告書の所定の箇所へ記入により特別徴収か普通徴収か選択することとなります。特別徴収を選択した場合は、給与所得に係る住民税と合算して給与から源泉徴収されることとなります。

### 4. 納付時期の特例

上記1の特別徴収による納付時期ですが、従業員数が常時10人未満である事などの一定の要件を満たすことで、6～11月分を12月10日に、12～5月分を6月10日にまとめて納付することができます。